

1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の  
核燃料物質使用変更許可申請に係る行政相談

2. 日時:令和4年8月4日(火) 13時12分~13時45分

3. 場所:原子力規制庁10階南会議卓※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

保安管理部 施設保安管理課 マネージャー 他2名

環境技術開発センター 再処理技術開発試験部 研究開発第1課 マネージャー  
他2名

プルトニウム燃料技術開発センター 燃料技術部 燃料技術開発課長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1  
名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・ プルトニウム燃料第一開発室ガスクロマトグラフの一部残置に係る使用変更許可申請について
- ・ 高レベル放射性物質研究施設における 1F 燃料デブリ分析に係る核燃料物質使用変更許可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	あ、はい、江藤ではこれより、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所に、の変更許可申請に係る行政相談、面談を始めたいと思いますよろしく願いいたします。
0:00:20	そうしましたら、今核サ研の方から資料を二ついただいておりますので、その資料に基づいて、ご説明いただければと思います。
0:00:32	順番についてもお任せしますのでよろしく願いいたします。
0:00:36	はい、原子力機構の東です。先ほどご説明した通り資料1冊準備しております。
0:00:42	まずプルトニウム燃料第8回が筒の方の仕様からさっきご説明して、そのあとをちょっとCPFの方にして説明入りしたいと思います。では福崎の方、後ろ持ち方に基づいて説明をお願いします。
0:01:01	はい。では江藤原子力機構プルセンター、村上よりご説明させていただきます。
0:01:08	資料はプルーム第一開発室ガスクロマトグラフ一部団地に関わる変更申請についてという資料になっております。
0:01:17	目次はちょっと飛ばしまして概要からご説明させていただきます。
0:01:21	まずこのガスクロマトグラフですね、これは過去許可を受けて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:26	受けたものになっております。これについては2個目のポチですけども許可を受けた後ですね、手工具によりまして分解着手したものを大部分を切断している、切断する必要があるということがわかったため、
0:01:40	汚染リスクの懸念があったということことです。
0:01:46	このためですね、安全を最優先しまして附属ポンプ、供給ガス配管電源ケーブル、
0:01:53	これらを切り離しまして、物理的に試験に使えないという状態にしましてさらに、既存設備への安全上の問題がないというところで作業を終了したというもの。
0:02:06	従いましてこの結果ですね解体撤去を前提としました、冒頭申した許可ですね、これと現物との間に不一致が生じているということですので、これを、
0:02:17	解消するための変更申請をさせていただきたいというふうに考えておるように、
0:02:21	になります。
0:02:22	次のページ、ガスクロマトグラフの状態ですけども、まずちょっとご説明しますと、グローブボックスの中に、このような形。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	こっちでガスクロマトグラフがAブロックの床面に設置されてるような状態ということです。左側が解体撤去前のような状態でガスクロマトグラフには供給ガスと、
0:02:46	排気ガスが配管が繋がっておるといような構造であったものを右のよ うにですね、供給ガス配管排気ガス配管を取り外しまして、
0:02:54	そのちょっと下辺りに附属ポンプとありますけども、
0:02:58	フゾク本分を取り外したといような状況です。
0:03:02	ちょっと絵では表現できておりませんが、電源のケーブルも切断し たといような状況になっております。
0:03:09	従いまして電気勝田井とかですね、こさどうこう言うなりリスクもないと いうこととあとはこの設備の使用履歴から内部に核物質が、
0:03:19	対応しているということもないということですので、
0:03:23	このガスクロマトグラフ、
0:03:26	使用設備としての機能はもう喪失している状況で、また安全上も重要、 影響がないということで保管しておるといような状況になってるんで ございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:37	それを踏まえまして、では、申請書に動機書きましようかというのが次の3ポツになっておりますけども、申請書ですね、
0:03:47	7-4という項目に、使用施設の設備のうち使用を終了し、
0:03:53	維持管理中の設備という項目がございます。で、そこにですね、ガスクロマトグラフを下の表のような形で
0:04:02	追記したいというふうに考えておまして、名称はガスクロマトグラフで個数は1個、設置場所は部屋名のR130を書いております。
0:04:11	維持管理状態としましては今説明した通り配管電源ケーブルを切り離れた状態で、
0:04:18	グローボックスNo. 98日に保管するというような記載で、
0:04:22	追加したいというふうなことを考えてございます。
0:04:26	2個目のポチに書いておりますのは保安規定にもですね維持管理忠節。
0:04:32	海の管理を書いているところがありまして12条になるんですけども、
0:04:37	そこに設備が羅列されておりますのでそこにガスクロマトグラフという言葉を追加する必要があるか、これは許可後の話になりますけどもそういうことを、
0:04:47	なお書きで書かせていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	はいここまでが申請のイメージになっております。
0:04:54	次のページが、
0:04:56	参考資料ということで、
0:04:58	ガスクロマトグラフこれは
0:05:01	以前ご説明した通りですね、途中で解体困難ということで、
0:05:07	今の状態になっておるんですけども、それは視覚的に少しわかるように、
0:05:14	ポンチ絵を準備したものになります。上がですねグローボックスを上から見たような絵になりまして四つのグローボックスが連結されたようなグローボックスになっています。
0:05:27	その中の左から2番目の98Bというところに、ガスクロマトグラフが設置されておるといことでして、その横にですね、還元炉と焼結炉、
0:05:39	設置されておると、そういうようなコース位置関係になります。
0:05:44	グローボックスの寸法は、ちょっとわかりづらいですが一番左側に110とありますけども、上から見てですねグローボックスの奥行きが110センチというようなそういうような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:57	長さになります。このガスクロマトグラフが設置されている 98 日、これを 3 次元的な絵にしたのが下の絵になりまして、
0:06:07	グローボックス床面がですね、ちょっと右の方にありますように、二名横 2 メートル掛ける奥行き 1.1 メートル。
0:06:15	そういう先方になりますけどもその中にガスクロマトグラフが、
0:06:19	40 掛ける 40 掛ける 50 センチというのはそういう寸法のものがポンと置いてある。
0:06:25	というような構造です。その脇に還元炉を焼結炉があるということですし、
0:06:31	このふたが、歓迎の焼結炉はですねグローボックス床面にフランジ構造で、
0:06:37	取りついておるような構造になっておりまして床面に蓋があつてですねそれが上下して、ふたが開閉すると、そういう構造になっております。
0:06:47	で、ちょっと吹き出しで、
0:06:49	撤去の困難さを書いておりますけどもまず右下の方にですね。
0:06:54	ガスクロマトグラフ、これカバーにねじがあつたのですね、なんてありましたのでこれを取り外せばですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	何よりもナメグジ構造になっておるということを考えてたんですけども 実際はちょっと筐体が一体構造で切断しないと、分解できないというこ とが
0:07:11	着手してわかったということになります。
0:07:14	また、グローボックスパネルとの関係。
0:07:18	絵をいいますと管理に非常に近いところに置いてあるということで、
0:07:22	大型の電動工具使おうとすると、ボックスの構成材に損傷を与える可能 性があるというふうに考えられるような構造に位置関係にあったという ことです。
0:07:34	あと内部のところですねちょっと写真で吹き出しつけておりますけども 開けてみるとですねかなり配管がこういった、
0:07:41	無数にあってですね、一部かかった部分もあってですね、
0:07:49	金属配管が筐体から容易にとりされ取り出せず、また、
0:07:54	切断するとですねまたそこがの部分になるので、グローブを破損させ る、
0:07:59	恐れがあるというような構造だということは初めてわかったということ になり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:05	あと還元炉、焼結炉との関係ですねこれについても、横で切断等を行う 等個々の負担の粘着性が、
0:08:15	確保できなくなる恐れがあるだろうというような、こういうところの難 しさがあって撤去を、
0:08:21	断念せざるをえなかったというような資料になってございます。
0:08:27	私からね。
0:08:30	続いてですね、最後7ページ目になります。こちらの方は、エプリルー ム燃料技術開発センター品質保証課のキクノの方から紹介させ
0:08:40	ています。
0:08:40	このガスクロマトグラフと同じ日にですね、申請します。プルセンター の案件をまとめて、ホストリヒョウの形で整理しております。
0:08:49	まず第一開発室に特化したものとしましては、先ほど説明しましたガス クロマトグラフの一部団地の反映が一つです。
0:08:57	あと、
0:08:59	高濃縮ウランの処理が終了しましたので、こちらに伴うこの設備をです ね、MOXが取り扱うようにするための変更が、もう一つね。
0:09:08	あと三つ目ですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:11	核燃料物質の定量技術開発のために、可搬型の中性子束、中性子線の非破壊測定装置、
0:09:19	こちらの方を設置します。こちらのための変更ということで、こちらが古市に特化したような内容になっております。
0:09:26	続いて第2開発室、こちら廃止措置中の施設になりますが、こちらにつきましても、解体撤去を行う設備への変更ということで、
0:09:36	核物質の回収が終わった設備等、分析装置の一部、こちらの方を、解体撤去を行う説明の方に変更します。
0:09:44	あとグローブボックスの解体撤去が終了した設備がございまして、こちらについては、記載を削除するような変更を行います。
0:09:52	あと残存核燃料物質の処理を行ってまして、こちらの処理がですね随分進んできまして、ノース空欄のですね、ウラン濃縮動が低いものがほぼほぼ終わってきましてこちらの、
0:10:05	濃縮ウランの濃縮度をですね、1.5%から5%に上げて処理をするということが、今後残ってきますので、こちらに関わる変更です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:15	あと、固体廃棄施設の増設ですけどこちら、解体撤去が行った部屋は、 順次ですね、固体廃棄施設に増設するというような計画になっておりま して、
0:10:25	一つの計画に基づく、解体撤去が終わった部屋の固体廃棄施設への増設 変更ということが、上がります。
0:10:34	続いて
0:10:36	第1第2第3、P W T F、第3Uと動向、こちらの共通した変更になり ますが、
0:10:44	プルセンターで41条の非該当施設として、
0:10:48	燃料製造技術開発、燃料製造、
0:10:52	機器試験室というのがございまして、こちらの方の、
0:10:56	管理区域の解除が終了しまして、こちらの記載をですね、共通的に外す というところがあります。あと図面の方ですね。
0:11:04	燃料製造機器試験室をこちら倉庫に変えましたので、こちら図面の変更 が各施設ございます。
0:11:13	あと記載の適正化としまして、個人線量計の名称をですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:17	T L Dという名称からいろんなものが取り扱えるように、個人線量計というふうに記載の方に見直しをかけたいというのと、
0:11:27	あと現物と、今、教科書の中で一部、
0:11:30	整合合っていないところがございます、あと誤記とかですねそういうものの変更を行いたいとずれ、こちらプール1 プルサンが対象になっております。
0:11:39	以上です。
0:11:46	規制庁の佐久間です。ご説明ありがとうございました。そうしましたら一度ここで切って、そのガスクロマトグラフに関するちょっと質問等を行っていきたいと思います。
0:12:13	規制庁の佐久間です。ちょっと資料での確認なんですけれども、資料の4 ページ目のところで、
0:12:22	ガスクロマトグラフについてその使用履歴から内部に核燃料物質の滞留はないというふうにご説明いただいたと思うんですけれども、これもちょっと具体的に教えていただけますでしょうか結局使用してないわけじゃなくて使用したけれども、
0:12:38	滞留がないっていうのはどのように判断されたのでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:43	はい。プルセンタームラカミから回答します。
0:12:46	ページで言いますと 6 ページの参考資料の図を見ていただきたいんですけども、
0:12:52	ガスクロマトグラフの脇にですね、還元炉焼結炉というのがございます。こちらの核物質を入れて根処理する量なんですけども、この廃棄の一部をですねサンプリングしまして、
0:13:03	ガスクロマトグラフに供給するというようなそういう装置になりましてこの廃棄の、
0:13:08	ガス分析をやるような装置ということですので、基本的には、
0:13:14	核物質ではなく、それを処理した排ガスがこの中に入るという構造になっておりますので、
0:13:21	各部室多少は汚染はされておりますけども
0:13:26	各物が大量にあるというなそういう構造ではないということを、
0:13:30	でございます。
0:13:34	規制庁の佐久間です。なのでガスクロマトグラフには衛藤、最近、下も廃棄というか、一部としてしか入らないから、内部に滞留していない、汚染はあるかもしれないけどっていうそういうふうに理解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	で、ガスクロマトグラフの内部は理解したんですけども、外部についての線等は、江藤、どのように見えていますでしょうか。
0:14:00	はい。
0:14:03	当然ですねグローブボックスの中っていうのはMOXに汚染されておりますので、ガスクロマトグラフ表面についても汚染はされておるといふふうに考えて
0:14:14	ただの核物質が目に見えてですね付着してるとか、
0:14:18	そういう状態ではございません。
0:14:32	規制庁のサクマでしたありがとうございます。ちょっと5ページ行っていただいて、
0:14:38	ここでこのように、
0:14:41	新記載案という形で、
0:14:43	示していただいているんですけども。
0:14:46	配管、電源ケーブルを切り離した状態ということは記載いただいているんですが、
0:14:54	附属ポンプを取ったっていうことはここに記載しない理由はありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:03	はい附属ポンプもってはいらるんですが維持管理に関連要は安全に関連するところは、
0:15:12	閉じ込めに多少関係ある配管とかですね、あとは電源で供給されてると電気火災とか誤作動の可能性もなくはないのでそれらを切り離れたといところが安全上、意味があるだろうなと思って、その記載を変えたということで、
0:15:28	フゾクポンプとってあるっていうことも、
0:15:30	書くことはやぶさかではないですけども
0:15:33	安全という観点では不要かなということで書かないか書かない案を提案させていただいたという
0:15:40	もうちょっと確認ですけれども附属ポンプはその規制基準規則に対して何の担保もとってないものっていうそういう理解っていうことでしょうか。
0:15:54	そのように理解しております。
0:16:06	低調です。ちょっと、
0:16:08	県で席を外さないといけなくなるので、
0:16:12	一応確認ですけどガスクロマトグラフの話はもう了解で。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:18	一応今回残置することになった経緯っていうのはちゃんと申請書の最初の
0:16:24	補正の内容それじゃ、変更の内容とか理由のところに、
0:16:29	はちょっと正確に記載されるっていうことでよろしいですか。
0:16:40	つまり、こういうことです。聞こえてますか。大丈夫ですか。
0:16:47	はい。聞こえております。つまりこのガスクロマトグラフを維持管理設備とすることにしたためということではなくて、
0:17:00	いついつ付の許可申請書で削除ということだったんだけど、
0:17:05	作業中に各こういうことになったので、維持管理設備にすることにしましたっていう、結果だけじゃなくて
0:17:13	単に維持管理設備をすることにしたためではなくて、
0:17:17	いつの許可を受けた作業をしていたところ、
0:17:21	ちょっとどこまで具体的に書くかはあれですけど、
0:17:25	面談資料に書いてもらってるから、我々としては、
0:17:29	もう必要十分だと思ってますけど、
0:17:32	あれですね。
0:17:36	分解に着手したんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:40	ちょっと残せざるをえなかったと、というようなことが、コンパクトにまとめられていればいいのかなと思いますので、
0:17:47	なんでちょっと経緯の部分も、
0:17:50	正面に限りがあると思いますけど、
0:17:54	ちょっと変えてもらってというふうに思ってますけどそうそう、そういう形で準備されてますか。
0:18:02	はい今ですね提出する案の中ではですね今申した
0:18:08	ご発言あったような内容のことをまとめて書くようにしております。許可はいついつで許可を受けたものを、
0:18:14	ガスクロをですね、配管電源ケーブル切り離れた状態で、G B 98 に保管することにしたため、し、
0:18:25	維持管理中の設備としたいという、そういう旨の記載をして、することを考えております。
0:18:31	それにプラスアルファでその作業を遮断したんだけどもでき貫徹できませんでしたとそこの部分をちゃんと入れていただきたいんですけどね。
0:18:48	わかりましたそれぞれ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:50	ちょっとできるように考えます。そこはコンパクトでいいと思いますけど、
0:18:55	単に
0:18:57	物理的に使えないようにし維持管理設備にした。
0:19:01	ということを控えて、
0:19:03	許可を受けて作業してたんだけど、それがちょっとできなかったの で、
0:19:09	あとは電源と切り離して維持管理設備化するというので、
0:19:13	ちょっと、なぜこうすることにしたのかの部分で少し簡潔に書いてもら えればいいと思います。具体の部分はもうベンダー資料にありますの で、
0:19:22	いいと思いますけど。はい。
0:19:25	そういうのは我々もちょっとす審査結果を取りまとめるときにこちら辺 は経緯を書かないといけないので、
0:19:31	一度許可したにもかかわらず、もう1回再登録するという事なんで、 なぜこうなったのかっていう経緯を書かないといけないので、
0:19:42	ちょっとその辺

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:46	変更の内容というところにちょっと、記載はそちらで、
0:19:51	適切なものを検討いただければと思いますけど。
0:19:54	記載いただければと思います。
0:19:56	私からは以上です。
0:19:59	はい、承知しました。
0:20:17	あ、規制庁のサクマですけれども、ちょっとガスクロマトグラフの変更 先生に当たってなんですけれども、今回そもそも登録されていた、
0:20:29	設備を1回削除して、その理由をもってしてまた戻すっていう申請にな ってますので、ちょっとその新設っていうわけじゃないっていうことも あると思います。なので、
0:20:44	その申請にあたっては、今回の変更申請、
0:20:49	に係る分、
0:20:51	部分と、あと現行の既許可にかかる部分と、あとそのさらに前の、令和 2年10月11
0:21:01	に許可を終えた前の状態。
0:21:03	について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	例えば閉じ込めの機能とかであるとか、その各基準への適合性っていうものを、ちょっとどう返信してるのかっていうのを、整理いただきたいと思っています。
0:21:16	例えば前の許可から変更がない場合もあると思うんですけども、それを
0:21:22	理由でですねどう、どうして変更しないっていうことなのかっていうのをちょっと整理をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:21:30	イメージわかりますでしょうか。
0:21:36	すいません今の許可書に反映すべきという意味ですかそれとも説明。
0:21:41	ありがとうございます。野中です。
0:21:44	規制庁サクマでした許可書にというよりはちゃんとその3、
0:21:48	3、三つの状況について説明して欲しいということですので、
0:21:53	まず面談において説明いただきたいというふうに思っています。
0:21:58	わかりました。
0:22:14	規制庁の本田ですけれども私

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:19	維持管理中の設備っていうふうになると、ちょっとこちらとしてはその、その設備に対して汚染拡大の防止の対策が何かどういう感じでとられてるのかっていうのを、
0:22:30	ちょっと確認スルー、一つの
0:22:34	ポイントかなというふうに思ってたして、このガス苦勞、
0:22:38	はですね維持管理設備っていうふうに移行するわけなんで、
0:22:41	その今の 1000 拡大防止っていう観点でいうとどうい、
0:22:47	直接的にそのガスクロなんか施しているとは思えないんですけども、
0:22:51	そこが置かれているグローボックスの中とかですねそういった観点でいうと、
0:22:56	その拡大防止っていうことでは、どういうふうな説明がなされましたですね。
0:23:04	はいグローボックス、これが入ってる 98 日。
0:23:08	という、一連のグローボックスはこれは使用中の設備ですので、グローボックス自体が閉じ込め間、評価になりますのでそちらの使用中のグローボックスとして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:18	グローボックスは維持管理、管理していくということになります。ガス クロにつきましてはグローボックス床面に
0:23:25	ポンと置いてあるようなそういう設備になりますので閉じ込め上は、
0:23:29	何の安全上の機能も持ってないというようなそういう装置になりますの で、
0:23:36	今の状態で安全に関わる場所は機能的には持ってないというのが、
0:23:42	基本的な考えになる。
0:23:44	ですので汚染拡大防止という意味ではグローボックスそのものが、
0:23:49	秘密評価になりますのでそこを管理していくというような、そういう考 えであります。
0:23:55	規制庁のホンダですわかりました。ありがとうございます。
0:24:04	規制庁佐久間ですそうしましたら次のC P F 見移っていただけますでし ょうかお願いします。
0:24:17	規制庁佐久間です説明簡潔に、
0:24:21	お願いします前回のところからの変更点という形でお願いできますでし ょうか。
0:24:28	はい。原子炉機構カクサケン環境センターの矢野と申します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:34	C P Uに関する変更申請についてご説明させていただきます。配りしている資料、表紙、
0:24:42	この2枚名はですね施設の概要を書いておりますので、こちらの方は説明割愛させていただきます。
0:24:50	これまでの経緯ということですね、本件に関しては以前から経緯がありましてですね。
0:24:56	2回ほど申請をして取り下げをさせていただいております。
0:25:02	ということで、今回ですね改めて方針を1から検討し直してですね、全体を見直してはかって、
0:25:09	改めて申請をさせていただきたいと考えております。
0:25:14	4ページ目の方に移りまして、こちらが今回、以前からの変更、以前からのですね方針を変更した部分になってございます。
0:25:25	大きく2点ですね、
0:25:28	前回の申請からですね、まずその1F燃料デブリの取扱制限量は前回まで10グラムとして申請をさせていただいておったのですが、
0:25:37	それを見直しまして、最大取扱量1グラムということで、
0:25:42	変更をいたしております。それーに加えてですね、貯蔵場所ですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:49	以前の申請ではですね、除染室という、普段核燃料物質を取り扱わない場所に改め、新たに貯蔵施設新設するような形で、
0:26:01	申請をさせていただいていたんですが、こちらの方見直してですね、
0:26:07	既設のですね、照射済み燃料等を貯蔵しておる支援にセールの品貯蔵ピット。
0:26:15	というところで、一部燃料デブリもちょうどするというので、見直してございます。
0:26:23	4 ページの下の方ですね、1 階の平面図、書いてございますが、
0:26:29	左側の青い丸の方が前回までの申請で、ちょうど設備として申請してた除染室ですね。
0:26:37	見ていただければわかる通り、壁も薄くてですね。
0:26:40	通常核燃料物質を今まで取り扱ってないところだったんですが、
0:26:44	金倉庫に関して、それをですね右側の赤い丸のですね、ちょうど照射済み燃料を取り扱う。
0:26:55	制度にせ、既設で設置してあります品貯蔵ピットの方に、
0:27:01	ちょうど場所を変更してございます。
0:27:06	ねこ 0。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:27:08	以上の、
0:27:10	この変更点をですね踏まえまして5ページの通りですね。
0:27:14	使用の目的と、使用の方法にですねそれぞれ1F燃料デブリの
0:27:21	分析と使用方法について追加ということと、各燃料物質の種類、1F燃料デブリを追加してございます。
0:27:30	年間使用予定等年間予定使用量に関し、年間使用期間と年間予定使用量に関しては、数量的には変わらないのですが、
0:27:40	その内数にですね次船デブリが入りますということで、デブリに関する記載注釈を追加してございます。また、
0:27:50	ですね、処分の方法というところで、1船の処分方法を追加して追加するとともにですね、
0:28:00	使用施設の位置構造設備に投資をする、グローボックスやセール等の
0:28:07	においてですね10船デブリの取扱制限量を、先ほどの1グラムを追加していくということと、ちょうど施設施設の位置構造設備ですね。
0:28:17	先ほどのピンとピットに、ちょうどする内容物に関してですね一部を追加するというような形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	変更申請を行う予定です。あと加えまして（２）のほうで記載の適正化ということで、
0:28:30	追加の燃料デブリにかかわらない部分に関しても、変更申請を予定してございます。
0:28:39	６ページ目に関してはスケジュールとして、こちらの規模にはなってしまいましたが、
0:28:45	こういったスケジュールで考えてございますということを記載しております。同はですね、来月、早ければ申請させていただいて、
0:28:55	本規定の認可まで含めて、できましたら今年度中に、
0:29:01	対応していきたいと考えております。
0:29:05	７ページ目はですね先ほどのプルセンターからの説明と同様で、
0:29:10	デブリの申請を含むその他の申請内容ということで、ホシトリというかＣＰＦしかないので、こういう形になってございますが、デブリの申請とともにですね、記載の適正化として、
0:29:23	個人線量計の記載の変更ですね、あと、
0:29:27	本体前の申請で合わせてやる予定だったんですが取り下げた際に、なくなってしまったので、法的要求事項の明確化のための

- ※１ 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※２ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:37	施設の現状についてということで長設備や排気設備に係る標識に関する記載等を追加しております。
0:29:45	あと誤記の修正も同時に行う予定です。プルセンターのほうに入っておりました。現物との整合という観点に関しては、
0:29:55	C P Fの方では、
0:29:58	現在取りまとめ中でして、次回の申請で実施をさせていただきたいと考えてございます。
0:30:06	はい。簡単ですが以上になります。
0:30:09	規制庁の佐久間です。ご説明ありがとうございました。C P Fについては規制庁側から現時点で、コメント指摘等、特にございません。
0:30:20	で、ちょっと全体を通じてなんですけれども、先ほど真田の方から、ガスクロマトグラフについて変更の理由をしっかりと書くようにというふう
	に指摘させていただいたところなんですけれども、
0:30:34	ガスクロマトグラフに限らずですね、全般的に
0:30:40	変更の理由については、しっかり書いていただきたいなと思っています。それがまた審査の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:47	スピードにも繋がる部分があると思いますので、申請の際にはしっかり書いていただきますように、よろしくお願いいたします。
0:30:56	あともう1点私の方からですね、最後スケジュール申請のスケジュールについて、現状を考えている予定日とか教えていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。
0:31:17	はい。今日の面談を含めてですねこの内容を踏まえてこれからちょっと一斉休暇もあつたりの関係で、今月末までに申請準備をします。ですので、
0:31:28	早くて申請は9月上旬で考えております。
0:31:35	早くて申請が9月上旬とのこと了解しました。で、逆に紙なんですね、許可、
0:31:43	の期限みたいなものはありますでしょうか。
0:31:57	通常ですと一応、標準、
0:32:00	処理期間が3ヶ月って90日ということなんですけれども、
0:32:06	はい。こちらカクサケンが今回については標準の期間で考えております特に指定はございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:15	規制庁佐久間です。ご回答ありがとうございました。そうしましたら、全体を通じて何か質問ございますでしょうか。なければこれで面談を終わりたいと思いますがいかがですか。
0:32:34	各先の方衛藤土岐事務所からは特にございません。
0:32:41	衛藤カクサケンですすみませんよろしいでしょうか。
0:32:45	はいどうぞ。
0:32:47	先ほど申請のスケジュールの方9月初旬ということでお話をさしていただきましたが、
0:32:55	10日の限りを今月中に準備を考えておりますので、早ければ8月下旬を今、急いで準備をかけるところでございます。
0:33:07	準備が整い次第またご連絡をさせていただければと思います。よろしくお祈いします。
0:33:13	規制庁佐久間です。はい。申請スケジュールについて、8月下旬から9月上旬ということで理解しましたのでまた、具体的に決まりましたらご連絡いただければと思います。よろしくお祈いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:29	そうしましたら特に抜けないようですので、本日の面談について終わらせていただきたいと思います。どうもお時間いただきありがとうございました。
0:33:41	ありがとうございます。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。